

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第1回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月20日(火) 13時21分～14時11分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	桜間委員
労働者委員	小西委員、藤田委員
使用者委員	吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 ただ今から、第1回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、坂本委員、高階委員、川端委員、篠田委員、松村委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より、御挨拶を申し上げます。</p> <p>○岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。各委員におかれましては大変お忙しい中御出席いただきまして、また各委員とも昨年に引き続き当専門委員会の委員に御就任いただきましてありがとうございます。 御承知のとおり、最低賃金につきましては地域別の最賃と、この特定最賃、いわゆる</p>	

る産業別最低賃金がございます。

地域別最賃につきましては8月5日に当審議会から現在の1,001円を51円引き上げまして1,052円とする答申をいただいています。現在異議申立の期間中で、今日が締切りでございます。実はまだ申出が出ていないのですけれど、例年ですと申出がありますので審議会は明日開催いたします。地域別と産業別を同時並行的に審議していくということで特に本審の委員の皆様方には大変御苦勞をおかけしますが、よろしく願い申し上げます。

特定最賃につきましては地域別とは違ってそれぞれの産業の特殊性を活かすとともに労使のイニシアティブによって円滑な審議が求められるという中賃の報告がございますので、是非労使それぞれの歩み寄り、また公益委員の先生のお力添え・御助言をいただきながら円滑に当審議会・専門部会が進めばいいな、と思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料1ページに添付してある委員名簿にて各自御確認をいただくことで変えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

#### ○各委員

(異議なし)

#### ○飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしく願います。

#### ○桜間委員

本日、坂本委員、高階委員が欠席されていますが、公益側委員で事前に打合せしております。部会長には私、桜間が、部会長代理に坂本委員を推薦することで調整していますので、この2名を推薦したいと思います。

○飯田賃金指導官

ただ今部会長に桜間委員、部会長代理に坂本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○飯田賃金指導官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に桜間委員、部会長代理に坂本委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○桜間部会長

部会長に選出されました桜間です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働側の委員は、どなたにされますか。

○小西委員

小西で申し上げます。

○桜間部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○吉川委員

吉川で申し上げます。

○桜間部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と小西委員、吉川委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代替りの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

(異議なし)

○桜間部会長

それでは、次の議題（２）「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、説明いたします。

兵庫県最低賃金につきましては、9件の特定最低賃金がございます。

そのうち、今年は、6月24日、25日、7月4日に7件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。お手元の資料の14ページを御覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。

今回、申出をいただきました7件の特定最低賃金の改正につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断して、7月19日の本審におきまして、改正必要性の有無についての諮問をさせていただいております。

兵庫県では、令和元年までは本審で一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行ってまいりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問答申の二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて御説明させていただきます。

資料の2ページ目以降に説明資料を準備させていただいております。

まず、資料の3ページ目をご覧ください。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと、法律上

規定されています。

資料4ページを御覧ください。

右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額 1,001 円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが大きく異なるところでございます。

資料9ページを御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正までのプロセスですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。

少し戻って、資料7ページを御覧ください。

ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議についてその考え方がまとめられています。

一番上の昭和57年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、前回一致の議決に至るよう努力するもの」とされており、つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになります。

一方、そのページの一番下に書かれている平成14年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、前回一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んでいます。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

改正の必要性がありとなった場合には、先程、御説明させていただきましたように、最賃法第16条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低1円以上の引き上げを行うことが求められます。

つまり、今年の場合は、既に兵庫県最低賃金を1,052円に引上げる答申をいただいておりますので、明日8月21日の異議審を受けて8月30日に公示されるという予定になっておりますので、その決定された兵庫県最低賃金1,052円を超えない改正というのはありません。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、14 ページの一覧表の鉄鋼業での申出の一番低い金額 1,204 円を超えることはできないということでございます。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○桜間部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありますか。

○各委員

(意見なし)

○桜間部会長

それでは、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思います。事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

続きまして、私、安積より、お配りしています資料のうち、39 ページ以降の雇用状況や経済概況等にかかる部分を説明させていただきます。

(以下の資料 39～134 ページについて説明。)

資料No.7 一般職業紹介状況(令和6年6月分)抜粋(兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和6年7月30日発表)

資料No.8 管内金融経済概況(日本銀行神戸支店 2024年7月18日)抜粋

資料No.9 毎月勤労統計調査地方調査月報(兵庫県 令和6年5月)抜粋

資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢(兵庫県産業労働部 令和6年8月14日公表)

抜粋

資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報(兵庫県企画部 令和6年5月速報)抜粋

資料No.12 連合兵庫 2024 春季生活闘争 平均賃金方式 第7回(最終)回答集計(連合兵庫 2024年7月3日公表)

資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果(2024年6月5日 日本商工会議所・東京商工会議所)

資料No.14 鉄鋼業関係最低賃金(令和4、5年度、全国)

○山中労働基準監督官

賃金室の山中です。

私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料について説明。)

資料No.6 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果(特定最賃)(18～38 ページ)

○桜間部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○各委員

(意見なし)

○桜間部会長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性は無し、ということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦勞をお掛けいたしますが、よろしくお願ひします。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくことといたします。

では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

(なし)

○桜間部会長

それでは、審議を続けます。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。

それではお願ひします。

○小西委員

労働者側から鉄鋼業の最低賃金改正の必要性について主張したいと思います。

足元の取り巻く環境については、日本経済では、個人消費が持ち直しに足踏みがみられるものの、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しており、兵庫県下においても同様に景況感にあります。鉄鋼業においては、2023年度国内粗鋼生産量では、前年度比1.1パーセント減の8,682万8,000トンとなり、2024年

度の状況については自動車分野での減産影響による落ち込みから緩やかな生産量の回復が期待されるものの、ほぼ横ばいの見通しにあります。鋼材価格では、日本銀行の企業物価指数 2024 年 6 月に発表されたものによると 2020 年比 153.8 となっており、引き続き価格の上昇が見られています。

生活面では、消費者物価は、消費者物価指数・持ち家の帰属家賃を除く総合において、3.3 パーセントで推移しており、2021 年度後半からの上昇が継続しています。一方、物価を反映した実質賃金では、本年 6 月分において 27 か月ぶりにプラスに転じており、この流れを最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上にもつなげていく必要があります。

そうした状況のもと、兵庫県鉄鋼業の現行の最低賃金 1,065 円は、年間 2,000 時間働くことでワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円を超える水準となったものの、継続する物価の上昇をカバーできる水準とはいえません。一方、今年度の兵庫県地域別最低賃金がプラス 51 円、1,052 円と過去最高の改定となりました。生産年齢人口が減少していくなかで、優秀な人材の確保・定着が、引き続き鉄鋼業の維持・発展に向けた重要な課題であることをはじめ、鉄鋼業は専門性が求められることや過酷な環境での作業も多く、それに見合う水準として地賃よりも優位性のある水準であることが必要と考えます。

また、今年の春闘においては、兵庫県の製造業の賃上げ率は連合集計で 5 パーセントと昨年 3.68 パーセント以上のアップ率の回答を得ていることや、兵庫県の多くの鉄鋼業が加盟する基幹労連においても、結成以降過去最高の賃上げが実現しています。

この労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、鉄鋼業に関わる労働者へも波及させることが、鉄鋼業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、経済の好循環の流れにつながるものと考えます。

一方、これまでの鉄鋼業の特定最低賃金の改正にあたっては、産業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など将来にわたる発展と成長を見据え、労使のイニシアティブを発揮し導きだしたものと認識しています。

これらの状況等を勘案し、今年度の鉄鋼業の最低賃金改定については、「必要性あり」が妥当であるとの判断に至りました。以上でございます。

○桜間部会長

それでは次に、使用者側委員からお願いします。

○吉川委員

それでは使用者側から意見を述べさせていただきたいと思います。

足元の我が国経済は、物価上昇が続く中、雇用・所得環境の改善を受けた緩やかな回復がみられる一方、生産活動では弱さもみられます。今後は、各種政策の効果によって緩やかな回復が続くことが期待されるものの、依然ウクライナ及び中東情勢の緊迫化や、各国の金融政策の転換等による為替や景気への影響も懸念され、先行きは不



透明な状況が続くものと思われます。

鉄鋼業界においても、2024年度の世界需要は、中国の低迷や欧米の景況感悪化など実需回復や市況回復は見通せない状況となっております。また、供給面では、中国の過剰生産、安値輸出の影響がアジアを中心に世界各地に拡大しており、憂慮すべき状況にあります。

国内においては、建設機械、産業機械向けなど一部の業界を中心とした大幅な在庫調整局面からの緩やかな回復が続いておりますが、第1四半期に発生した自動車の生産・出荷停止によって関連分野の活動水準が停滞し、その影響がすそ野の中小企業まで未だに残っているのが現状です。加えて原材料高、物流コストアップの問題も解消できておりません。

総じて、需要は回復に向かうと期待しているものの、そのペースは想定よりも緩やかになることが見込まれ、特に中小企業の回復はさらに遅れるものと思われます。我々は中小企業を非常に重視しております。

このような状況の中、鉄鋼業の最低賃金については、地方最賃に対する優位性の確保、優秀な人材の確保、いまだ高騰を続ける消費者物価などの点から、引上げに対する必要性についてはやむを得ないものと理解しておりますが、使用者側としては、やはり一番過酷な状況にある中小企業を重視すべきという考えが常に根底にあります。

景気回復の遅れは中小企業の経営を直撃するものと我々は認識しているからです。

以上を踏まえて、今回の鉄鋼業の特定最低賃金の改定の必要性については有りと考えますが、地方最賃の議論や現状を踏まえ、鉄鋼業の実態や同業種の関係性等に着目しながらその引上げ額の程度については慎重に検討する必要があるという前提で必要性ありといたします。

#### ○桜間部会長

労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしました。

労使の意見をお聞きしたところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思えます。

7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県鉄鋼業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

#### ○各委員

(異議なし)

○桜間部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により

「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」  
との結論に至った、ということを確認いたしました。

では事務局は、「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との専門部会報告及び答申文についてそれぞれ（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

事務局で準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、別室に移動し、報告文案を作成。）

○桜間部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

兵庫地方最低賃金審議会会長 梅野巨利殿

兵庫地方最低賃金審議会兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会 部会長桜間裕章

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 坂本知可、桜間裕章、高階利徳

労働者代表委員 川端智之、小西啓介、藤田修平

使用者側代表委員 篠田兼、松村健司、吉川和宏

以上です。

○桜間部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

（はい）

○桜間部会長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。  
それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

兵庫労働局長 赤松俊彦殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 梅野巨利

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○桜間部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員

（はい）

○桜間部会長

それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（桜間部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。）

○桜間部会長

続いて、議題(3)「その他」ですが、事務局から、説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性有りの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後15日間行うこととなります。

そのため、次回の日程ですが、次回は9月10日火曜日午後1時30分からの開催でお願いいたします。

また、次回の専門部会につきましても、昨年と同様に公開として開催準備をさせていただくことでよろしいでしょうか。以上、御確認をお願いいたします。

○桜間部会長

では、今回は9月10日午後1時30分からの開催とします。

今回は金額審議となりますが、昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○桜間部会長

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他、何かございますか。

○各委員

(なし)

○桜間部会長

それでは、本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

< 終 了 >

桜間 裕章

小西 啓介

吉川 和宏